審議会等の会議結果報告書

【担当課】こども課

会議の名称	令和８年度茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議		
開催日時	令和８年８月６日（木）　午後１時２７分～午後３時１０分		
開催場所	茅野市役所８階　大ホール		
出席者	＜代表者会議委員＞１７人 ＜庁内（事務局）＞１８人		
欠席者	委員４人、事務局５人		
公開・非公開の別	（公開）・ 非公開	傍聴者の数	１人（新聞社記者）

議題及び会議結果

発言者	協議内容・発言内容（概要）
こども課長	**１　開会** ただいまから令和８年度茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。
市長	**２　市長あいさつ** 大変お忙しいところ、皆様方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ご承知の通り、この要保護児童対策地域協議会ですね、児童虐待等に的確に対応していくための協議会として設置され、事務局は育ちあいちのに置かせていただいております。今、家庭の環境が大きく変わっておりまして、核家族化あるいは国際化等々、様々な相談者が増えてきていると認識をしているところでございます。そういったものに的確に対応していくために、様々な情報を共有して、そしてまた、関係機関が協力してやっていけるような体制を作っていきたいとそんなふうに思っているところでございます。本日もこの後、様々な事例等の報告もあろうかと思いますけれども、そういったことをですね、皆さんで共有する中で、よりよい対応の仕方、協力の仕方を関係機関の間で共有できればいいかなと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げまして、私からのご挨拶に代えさせていただきたいと思います。
こども課長	**３　自己紹介** 委員の皆様及び関係職員の自己紹介でございますが、お手元の名簿により、自己紹介に代えさせていただければと思っております。会議の座長につきましては、お手元の資料10ページ、資料２、茅野市要保護児童対策地域協議会運営要綱第４条第２項の規定に基づき、こども部長を充てることとなっております。五味こども部長にこれからの進行をお願いいたします。

	４　会議事項
座長 こども部長	初めに運営要綱第４条第３項の規定に基づきまして座長の職務代理者を指名させていただきます。健康福祉部長よろしくお願いをいたします。
	（１）茅野市審議会等の会議の公開について
座長	茅野市審議会等の会議の公開について、事務局説明をお願いします。
こども課長	茅野市では、審議会等の審議状況等を市民に明らかにし、透明性の向上を図ることにより、公正で開かれた市政を実現するため、要綱を定めて、審議会等の公開及び会議録の公開を実施しております。会議は原則として公開することとなっておりますが、審議いただく内容によっては非公開とする場合があり、非公開とする基準については、資料１、８ページのとおりになります。本日の会議事項においては、非公開情報が含まれますので、会議事項（２）から（４）までを公開とし、会議事項（５）から非公開としてよろしいかお諮りいたします。なお、会議録の公開につきましては後日、委員の皆様に、会議録の内容をご確認いただいた上で、委員の個人名を表記せず、委員と表記させていただき、公開できる部分のみ市ホームページにて公開いたします。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。
座長	ただいま説明がありましたが、本日の案件につきましては、個人情報を扱う案件がございますので、その部分だけ非公開とする一部非公開としまして、また、委員の発言につきましては氏名を伏せて、委員として議事録を公開させていただくということでよろしいでしょうか。 （異議なし）
座長	ありがとうございます。それでは一部非公開で進めさせていただきます。
	（２）茅野市要保護児童対策地域協議会について
座長	茅野市要保護児童対策地域協議会について事務局説明をお願いいたします。
事務局	お手元の資料の 10 ページ、資料２をご覧ください。要保護児童対策地域協議会、以下要対協と言わせていただきます。茅野市では、平成 25 年度に茅野市要保護児童対策地域協議会運営要綱を施行しました。要対協は、虐待を受けている子どもや支援を必要とする児童の早期発見や、その子どもや家庭を適切に支援することを目的とし、関係機関がその子どもに関する情報を共有し、適切な連携のもとで対応することが求められています。情報共有につきましては、要対協を構成する関係機関には守秘義務が課せられており、それが円滑な情報交換や連携に繋がっています。次に要対協の組織ですが、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の３層構造を作っています。 まず代表者会議は、今日のこの会議になり、関係機関の代表者や、代表者から

	推薦を受けた者などで構成しています。茅野市では年１回開催し、１年間の相談状況を報告するとともに、代表者の皆様から、現場の実情や課題についてご意見をいただいています。代表者の皆さんのご理解、ご協力によって、関係機関との連携が円滑にでき、子ども・家庭の支援に繋がっていると感じています。 次に、実務者会議については、関係機関の実務者で構成し、要保護児童等に対する援助についての協議並びに関係機関による定期的な情報交換を行っています。茅野市では、概ね月に１回開催し、４つの保健福祉サービスセンターエリアごとに、定期的な各ケースの課題や支援について、情報共有や見直しを行っています。定期的に進行管理することで、課題の見落としや支援の放置の防止に繋がっています。 最後に個別ケース検討会議ですが、ケースに関わりのある担当者や、今後関わりを持つ可能性がある関係機関の方だけによる関係者会議と、そのケースの家族や子ども本人も含めて参加する支援会議の２種類があります。どちらにおいても、子どもと家庭の直近の状況を共有し、課題整理や支援対策を具体的に検討していく会議で、ケースの状況に応じて適宜開催しています。 要対協は、茅野市こども部こども課が調整機関となり、協議会に関する実務を総括し、要保護児童に対する支援情報、状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携調整を行っています。今後も、協議会の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、茅野市の子ども達の安全が守られ、適切な教育が図られるように進めていきたいと思います。 次に資料の 13 ページですが、児童虐待対応システムを示したものになります。児童福祉法では、要保護児童を発見した者は、これを児童相談所や市町村に通告することが示されています。市町村、児童相談所どちらにおいても虐待の相談や通告を受けた場合は、子どもの安全確認とともに受理会議を行い、ケースについて、事実確認を整理するための調査を実施し、アセスメントをもとにケース検討会議を開催し、支援方針を作成し支援を行っています。それぞれの機関の皆様には、このシステムについて、現場で共有していただき、虐待の疑いがあれば、遠慮なく連絡通告をしていただきたいと思います。
座長	ただいまの説明につきましてご質問などございますでしょうか。 （質問等なし）
座長	本日の代表者会議ですが、要対協の３層構造の一番上位に位置付けられまして、要保護児童等への対策全般についての情報交換と連携のための役割分担について協議することとなりますのでよろしくお願いたします。
	（３）令和７年度茅野市の相談状況について
座長	令和７年度茅野市の相談状況について事務局説明をお願いします。
事務局	資料の 14 ページ、資料３をご覧ください。こちらはこども家庭センター全体

	の令和７年度の相談件数となります。こども家庭センターは、こども課及び健康福祉部の健康づくり推進課の相談等も合わせた数値となっております。合計を見ていただきますと、6,856 件ということで、令和６年度が 6,944 件だったものですから、微減とはなっておりますが、以前、高止まりというような状況になっております。 次に、１の内容別相談件数についてですが、新規取り扱いの件数につきましては、1,029 件が合計となり、令和６年度が 1,471 件ですので減少はしております。しかしながら、新規及び継続ケースを含めた取り扱い延べ件数を見ますと、先ほどの説明のとおり、6,856 件ということになりますので、継続ケースの相談が多い状況が見受けられます。こちら新規及び継続ケースの取り扱い延べ件数で比較しますと、虐待や養護相談が増えている状況になっております。 次に、２の形態別相談件数になります。令和７年度の相談形態としては、電話相談や家庭訪問が多くなっています。特に令和６年度から電話相談及び家庭訪問が増えましたのは、こども家庭センター設置に伴い、健康づくり推進課を含めた相談件数となったためと考えられます。 次に３の相談年齢階層別の件数ですが、新規件数はどの年齢層も減少している状況です。 次に４の経路別相談件数についてになりますが、市以外には、家庭・親戚からが多く、次に保育所施設や学校等となっています。市の各種相談窓口が子育て家庭に認知されてきているものと考えております。 続いて、５の虐待についてになります。①平成 27 年度からの虐待に関する茅野市の推移ですが、こちら、令和６年度から令和７年度にかけて、延べ相談件数が 412 件増加、相談実人数が 33 人増加しています。虐待のケースについては、継続支援が必要であり、簡単には終結できない複雑な要因があると考えております。 次に 18 ページ、②令和 6 年度と令和 7 年度の児童虐待の区分別実人数の比較・区分としては、心理的虐待が多く、次いで身体的虐待が多いという状況です。この傾向は以前から変わっていません。心理的虐待につきましては、家庭内でのドメスティックバイオレンスが子どもの面前で行われた場合等にカウントすることもありますので、それで多くなっているような状況です。また、子どもが複数いる場合は全員をカウントしています。その他令和７年度につきましてはネグレクトが増加をしている状況です。 次に、③令和７年度の主な虐待者につきましては、実父が 35 人で全体の 47%。実母が 34 人で全体の 46%となっています。 次に、令和７年度の被虐待児童の年齢につきましては、０から３歳未満が 36%、３歳から学齢前が 24%、小学生が 30%、中学生が５%、高校生が４%となりました。令和６年度については、０から３歳未満が 20%。３歳から学齢前が 18%だったため、令和６年度に比べて低年齢化している状況が見えます。子どもの年齢が低いほど、生命の危険にさらされる度合いが高まり、市の健康づくり推進課や、保健福祉サービスセンター、警察、児童相談所、学校、保育園、幼稚園、医療機関など、教育・福祉・医療分野との連携を図っていくことが大切

	であると考えております。また、近年はDV等による警察との連携が必要なケースも増えている状況です。 最後に、⑤虐待通告の経路ですが、令和７年度は保育所施設や家庭・親戚からの通告が令和６年度に比べ増加しているという状況です。
座長	ただいまの説明について、何かご質問などございますでしょうか （質問等なし）
	（４）令和７年度茅野市の進行管理実績等について
座長	令和７年度茅野市の進行管理実績等について事務局説明をお願いいたします。
事務局	19ページ、資料４から、令和７年度の要対協進行管理実績になります。令和７年度については、合計342人のケースを取り扱ってきました。これは令和６年度の365件に対し微減となっております。 次に、要対協新規登録人数については、令和７年度は80件でしたので、令和６年度の142件から大きく減少しております。相談状況の説明にあったように、新規件数は減少傾向にあるものと考えられます。 続いて、要対協終結人数となります。こちらは145人と令和６年度の81人から大きく増加しています。要対協ケースの終結にあたっては、学校、保育園、こども園や、児童相談所等の関係機関との連携が必要であり、これは大きな成果であると考えます。 次に、新規ケースの虐待の種類と年齢分布で、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの４種類の年齢分布について、令和６年度と７年度を比較した図となっています。令和７年度は、新規虐待ケースが58件と、令和６年度の103件から大幅に減っています。また、受理の年齢比率で言うと、令和６年度と比べて低年齢化しており、保育園年代が最も多く、次に未満児年代となっています。逆に小学生年代はかなり受理件数が減少しています。 続いて令和7年度登録終結ケースの終結理由と終結するまでの登録期間のグラフになります。先ほども申し上げましたが、令和７年度に終結したケースは145件と、昨年の81件から大幅に増加しています。この145件のうち121件が、「支援の結果の改善・緩和」が理由で終結となり、次に「その他」となっています。「その他」は、離婚等により、虐待の心配がなくなった等の理由になります。 また、令和７年度に終結したケースの登録期間ですが、１年以上２年未満が最も多く、６ヶ月以上12ヶ月未満が続きました。それ以上になると長期化しやすいと見込まれることから、より短期間で終結できるかどうかがポイントであると考えます。 資料にはありませんが、全体をとおして私が感じていることの１つに、今年度に入り、こども課への最初の相談経路について、児童相談所が増えているように思います。児童相談所には、本人や家族からの直接の相談、警察署からの通

	告などで話が入り、その後、こども課に連絡が来ます。その内容が、子どもの前の夫婦喧嘩であったり、親子喧嘩など、家庭内で対応できなくなった問題に対しての相談が多くありました。また、以前話題にもなりましたが、相談をどこにしたらいいかという相談をAIにして、アドバイスをもらって繋がったという話も実際ありました。そういった傾向が今年度に入り、見られるようになったなと感じております。
座長	ただいまの説明につきましてご質問などございますでしょうか。 （質問等なし）
座長	ここからは非公開となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。 **（以後、非公開）** （５）茅野市要対協における進行管理事例について （６）諏訪児童相談所から （７）各関係機関の現状と課題の報告 （８）その他 ５　総括 ６　閉会 **～午後３時１０分　会議終了～**